

## PwC Japan Tax Newsletter

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)グローバルネットワークの日本におけるメンバーファームです。公認会計士、税理士等約 580 人のスタッフを有する日本最大級のタックスアドバイザーであり、そのうち、約 100 名が金融部に所属しています。金融・不動産関連をはじめ、法人・個人の申告、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC のグローバルネットワーク ([www.pwc.com](http://www.pwc.com)) に属する PwC 各メンバーファームは、クライアントおよびクライアントを取り巻く人々の信頼の確立と、価値の向上を目指して、監査、税務、アドバイザーサービスにおいて、クライアントの業種に焦点をあてたサービスを提供しております。PwC は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを有し、常に新たな視点からクライアントのご要望に即したアドバイスを提供できるよう、そのネットワークを十分に活用して問題解決に取り組んでいます。

私どもが提供しておりますニュースは、概略的な内容をご紹介しているにすぎません。個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、ぜひ私どもの金融部を皆様のよきパートナーとしてご利用ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース  
金融部  
〒100-6015  
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号  
霞が関ビル15階  
電話 : 03-5251-2400(代表)  
<http://www.pwc.com/jp/tax>

\*connectedthinking

© 2009 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース  
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人  
プライスウォーターハウスクーパース、または、プライス  
ウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、  
ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の  
組織は分離独立した法的組織となっています。

## 役員給与に関する Q&A について

2008 年 12 月 17 日に国税庁のホームページ上で「役員給与に関する Q&A」(以下、「本 Q&A」)が公表されました。本 Q&A では、役員給与の額を改定する場合の取扱い等が 5 問の事例により明らかにされています。

役員給与については 2006 年の税制改正により大幅な見直しが行われ、損金の額に算入することができる役員給与の一つとして定期同額給与が定められました。定期同額給与に該当するための要件は法令や通達に定められていますが、実務上、明確な規定がないケースでは損金算入が可能かどうか疑問となる場合もありました。

たとえば、経営の状況が著しく悪化した場合に定期給与を減額するとき、具体的にどのような事情があれば認められるのかという点が実務上明確ではありませんでした。今回公表された事例のうち Q1 の「業績等の悪化により役員給与の額を減額する場合の取扱い」では、損金算入が認められる業績悪化による役員給与の減額改定の事由が具体的に明示されています。世界的な景気減速により企業業績の急速な悪化が進む昨今の経済状況では、役員給与の額を減額せざるを得ない企業も増加すると見込まれ、今回の減額改定の取扱いの明確化が企業実務に与える影響は大きいと考えられます。

本ニュースレターでは、この「業績等の悪化により役員給与の額を減額する場合の取扱い」の内容についてご紹介いたします。

## 法人税法上損金算入される定期同額給与

法人税法上、損金の額に算入される定期同額給与とは、次に掲げる給与をいいます。

1. その支給時期が 1 月以下の一定の期間ごとである給与(以下、「定期給与」)で当該事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもの
2. 定期給与で、次に掲げる改定がされた場合において、当該事業年度開始の日または給与改定前の最後の支給時期の翌日から給与改定後の最初の支給時期の前日または当該事業年度終了の日までの間の各支給時期における支給額が同額であるもの
  - (1) 当該事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から 3 月を経過する日(以下、「3 月経過日等」)まで(継続して毎年所定の時期にされる定期給与の額の改定が 3 月経過日等後にされることについて特別の事情があると認められる場合にあっては、当該改定の時期)にされた定期給与の額の改定
  - (2) 当該事業年度において当該内国法人の役員の職制上の地位の変更、その役員の職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむをえない事情(臨時改定事由)によりされたこれらの役員にかかる定期給与の額の改定((1)に掲げる改定を除く)
  - (3) 当該事業年度において当該内国法人の経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由(業績悪化改定事由)によりされた定期給与の額の改定(その定期給与の額を減額した改定に限り、(1)および(2)掲げる改定を除く)
3. 継続的に供与される経済的な利益のうち、その供与される利益の額が毎月おおむね一定であるもの

### 業績悪化改定事由について

上記 2.(3)の「経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由」とは、法人税基本通達において「経営状況が著しく悪化したことなどやむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情があること」をいうとされていました。本 Q&A により、財務諸表の数値が相当程度悪化したことや倒産の危機に瀕したことだけでなく、経営状況の悪化に伴い、第三者である利害関係者(株主、債権者、取引先等)との関係上、役員給与の額を減額せざるを得ない事情が生じていれば、これも含まれることが明らかにされました。

本 Q&A では、業績悪化改定事由による改定に該当することになると考えられる場合として、次のような場合が例示されています。

1. 株主との関係上、業績や財務状況の悪化についての役員としての経営上の責任から役員給与の額を減額せざるを得ない場合
2. 取引銀行との間で行われる借入金返済のリスケジュールの協議において、役員給与の額を減額せざるを得ない場合
3. 業績や財務状況または資金繰りが悪化したため、取引先等の利害関係者からの信用を維持・確保する必要性から、経営状況の改善を図るための計画が策定され、これに役員給与の額の減額が盛り込まれた場合

上記に掲げた 3 つの事例以外の場合であっても、経営状況の悪化に伴い第三者である利害関係者との関係上、役員給与の額を減額せざるを得ない事情があるときには、減額改定をしたことにより支給する役員給与は定期同額給与に該当することとされています。しかし、このような場合においても、役員給与の額を減額せざるを得ない客観的な事情を具体的に説明できるようにしておく必要があります。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

**税理士法人プライスウォーターハウスクーパース**

金融部

〒100-6015

東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号

霞が関ビル 15 階

電話 : 03-5251-2400(代表)

<http://www.pwc.com/jp/tax>

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
マネージング・ディレクター	マーク・リム	03-5251-2867	lim.marc@jp.pwc.com
シニア・マネージャー	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
	高野公人	03-5251-2698	kimihito.k.takano@jp.pwc.com
マネージャー	齋木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saiki@jp.pwc.com
	箱田晶子	03-5251-2486	akiko.hakoda@jp.pwc.com
	佐々木真美	03-5251-2471	mami.sasaki@jp.pwc.com
	今村恭子	03-5251-2855	kyoko.imamura@jp.pwc.com
	松永智志	03-5251-2586	satoshi.matsunaga@jp.pwc.com
	遠山壮一	03-5251-6212	soichi.toyama@jp.pwc.com
	野中貴史	03-5251-2417	takashi.nonaka@jp.pwc.com
	鈴木宏子	03-5251-2156	hiroko.x.suzuki@jp.pwc.com
	藤野孝太郎	03-5251-2036	kotaro.fujino@jp.pwc.com
	伊藤耕一郎	03-5251-6525	koichiro.ito@jp.pwc.com
	比留間延佳	03-5251-2871	nobuyoshi.hiruma@jp.pwc.com
梶原みゆき	03-5251-2520	miyuki.m.kajiwara@jp.pwc.com	
ダニエル・ルーツ	03-5251-6640	daniel.lutz@jp.pwc.com	